

ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る

水質基準に関する省令等の改正について（案）

1. 概要

水質基準等については、平成15年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

第15回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成26年1月14日）において了承された、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり関係する省令等を改正する。

（1）水質基準の改正について

平成26年7月30日付けで食品安全委員会に対し、水道により供給される水の水質基準を改正すること（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）について意見を求め、平成26年10月7日付けで食品安全委員会より食品健康影響評価について通知された（参考1）。これに基づき、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）の一部を表1のとおり改正する。

なお、クロロ酢酸についても併せて食品安全委員会より食品健康影響評価について通知されたが（TDI=3.5 μ g/kg体重/日）、第15回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成26年1月14日）での審議時と同値であり、対応方針（現行値どおり0.02mg/Lを維持すること）に変更はない。

表1 ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準の改正案

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下

（2）水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち2物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年健発第1010004号）を表2のとおり改正する。

表2 フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.1mg/L 以下	0.08mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下	0.03mg/L 以下

2. 意見募集の実施

水質基準の改正及び水質管理目標設定項目の見直しについて意見募集を行ったところ、「水質基準に関する省令の一部改正案に関する意見の募集について」に対し1件、「水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見の募集について」に対し1件の意見の提出があった。詳細については、別紙に示すとおり。

3. 今後の予定

1（1）に掲げる省令及び（2）に掲げる通知の改正を行い、いずれも平成27年4月1日から施行する。



府 食 第 7 7 5 号
平成 2 6 年 1 0 月 7 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成26年7月30日付け厚生労働省発健第0730第4号をもって貴省から当委員会に意見を求められた、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸）の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

なお、併せて関連物質であるクロロ酢酸についても審議を行ったので別添のとおり報告します。

記

クロロ酢酸：耐容一日摂取量を $3.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。

ジクロロ酢酸：非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、
発がん性を指標とした場合の耐容一日摂取量を $12.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、
発がんユニットリスクを $7.8 \times 10^{-3} /(\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)とする。

トリクロロ酢酸：耐容一日摂取量を $6 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。

水質基準に関する省令の一部改正案及び水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見募集の結果とその対応について（案）

1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）における審議結果に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の基準値を改正すること及び健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）の水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）について、それぞれ目標値を見直すことについて、平成 26 年 10 月 17 日から 11 月 17 日までの間、意見募集を行った。

2. 寄せられた意見数

水質基準に関する省令の一部改正案について 1 件、水質管理目標設定項目の見直し案について 1 件の意見が提出がされた。

3. 意見に対する考え方

それぞれの意見に対する考え方を、水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見を別表 1 に、水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見を別表 2 に整理した。

水質基準に関する省令の一部改正案に対する意見と、意見に対する考え方（案）

番号	大分類	意見要旨（件数）	意見に対する考え方（案）
1	検査法	<p>ハロ酢酸測定を LC/MS/MS 法で行う場合、告示に示されたトリクロロ酢酸のプリカーサーイオン（161, 207）とプロダクトイオン（117）では十分な感度が得られないが、プリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を使用することで、感度が十分に得られ、同時測定している他の 2 項目についても良好な結果を得ることができる。</p> <p>トリクロロ酢酸のプリカーサーイオンに 117、プロダクトイオンに 35 を追加していただくか、妥当性評価の結果が問題なければどのイオンを使用してもいいように告示の内容を変更して頂きたい。（1 件）</p>	<p>今回の意見募集の直接の対象ではありません。</p> <p>なお、別表第 17 の 2 表 1 のモニターイオンの例は、提案検査法の審査において確認されたモニターイオンを例として示したもので、検査機関において、妥当性が確認されたモニターイオンを使用することは差し支えありません。</p>

水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見と、意見に対する当省の考え方（案）

番号	大分類	意見要旨（件数）	意見に対する考え方（案）
1	目標値	<p>厚生科学審議会生活環境水道部会資料では、農薬類の新評価値の算出において、1日2L摂取、体重50kgと設定しているが、もっと多く水道水を摂取する人、もっと体重が軽い人は、それほど珍しくないので、設定を変えて算出し直すか、または少なくとも1日2L摂取、体重50kgという設定の根拠を示すべきではないか。</p> <p>（1件）</p>	<p>一日当たりの水摂取量及び消費者の体重は両方とも変動することから、評価値を決定するためにはいくつかの仮定を適用する必要がある、1日に飲用する水の量2リットル、人の体重50kgの条件のもとで評価値を算出しているものです。</p> <p>これは、WHO等が飲料水の基準設定にあたって広く採用している方法を基本としています。</p> <p>なお、体重については、平成26年度第1回水質基準逐次改正検討会資料4をご参照ください。（別添 参考）</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052189.pdf</p>

曝露評価に用いる体重について

1. 検討の背景

平成26年2月20日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、農薬等の曝露評価に用いる平均体重を、53.3kgから国民平均：55.1 kg、高齢者（65 歳以上）：56.1 kg、妊婦：58.5 kg、小児（1～6 歳）：16.5 kg に変更する旨の報告がなされ、3月18日の同部会から、新しい平均体重を用いて曝露評価を行っている。それにあわせる形で、食品安全委員会でも食品健康影響評価に用いる体重を原則として統一することとしている。

2. 水道における評価値の算出方法

評価値の算定に当たっては、WHO等が飲料水の水質基準設定に当たって広く採用している方法を基本とし、食物、空気等他の曝露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基として設定している。

具体的には、閾値があると考えられる物質については、基本的には

・1日に飲用する水の量を2L

・人の平均体重を50kg（WHOでは60kg）

・水道水由来の曝露割合として、TDIの10%（消毒副生成物は20%）を割り当てとする条件の下で、対象物質の1日曝露量がTDIを超えないように評価値を算出している。ただし、物質によっては異なる曝露シナリオを用いている場合がある。

一方、閾値がないと考えられる物質については、VSD又はリスク評価をもとに評価値を設定している。

3. 今後の方針（案）

評価値を算出するための曝露評価に用いる体重については、下記の理由から現状の50kgを維持することとしたい。

- ① 他の定数（摂取量、寄与率）はそれほど精緻にとられていない。
- ② もともとリスク評価は、有効1桁程度の精度で運用している。
- ③ 現在用いている50kgについては、安全側の評価となっている。

ただし、今後食品健康影響評価に用いる平均体重が更に変化していく場合には、再度検討の場を設け、曝露評価に用いる体重を検討していくこととしたい。

健水発1025第1号
平成25年10月25日
(最終改正平成26年3月31日)

各 { 都道府県 }
 { 市 }
 { 特別区 } } 水道行政担当部(局)長 殿

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公印省略)

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、かねてより「飲料水健康危機管理実施要領」(以下「実施要領」という。)を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることとしており、「飲料水健康危機管理実施要領について」(平成14年6月28日健水発第0628001号厚生労働省健康局水道課長通知(以下「平成14年課長通知」という。))により、危機管理の実施及び飲料水の水質異常などについて厚生労働省への報告をお願いしているところです。

また、「水道の断減水状況の報告について」(昭和54年3月23日付け環水第39号厚生省環境衛生局水道環境部長通知(以下「昭和54年部長通知」という。))により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省へ報告をお願いしているところです。

さらに、上記2つの通知等に基づき、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成19年6月19日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡(以下「平成19年事務連絡」という。))により、厚生労働省への報告様式や連絡方法を定めているところです。

今般、実施要領について所要の改正を行いましたので、送付します(別紙)。引き続き、下記1.のとおり健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。また、引き続き厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行いますので、下記2.～6.のとおり情報提供をお願いいたします。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

なお、平成 14 年課長通知及び平成 19 年事務連絡は廃止します。

記

1. 飲料水健康危機管理実施要領について

厚生労働省は、厚生労働行政分野全般に係わる国民の健康に係わる危機管理の基本的な枠組みとして、「厚生労働省健康危機管理基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省が実施すべき要領を定めております。今般、基本指針の機能強化等を受け、情報伝達に関する手続きの明確化等につき実施要領の改正を行いました。

飲料水は国民の生命、健康に直結したものでありますので、貴職におかれても、実施要領をご参照の上、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合の対応要領などを定め、又は再点検することなどにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の、より迅速かつ適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、都道府県、市及び特別区におかれては、水道法による直接的な規制が適用されない小規模な水道、飲用井戸等についても、衛生の確保に万全を期されるようお願いいたします。

2. 自然災害による断減水等水道施設への被害が確認された場合の情報提供依頼

風水害、地震等の自然災害による断減水の状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、風水害、地震等による断減水が発生した場合には、都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いいたします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・地震により断水等の被害が生じた場合（地震により管内に震度 4 以上の地域がある都道府県は、水道施設への被害がない場合もその旨御報告をお願いいたします）
- ・豪雨により断水等の被害が生じた場合
- ・その他の自然災害（大雪、落雷に伴う停電、火山噴火等）により断水等の被害

が生じた場合

【様式】

- ・別添1のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模な断水被害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（自然災害関係担当）

3. 渇水による断減水が発生した場合の情報提供依頼

渇水による断減水状況については、昭和54年部長通知に基づき、報告をお願いしているところですが、渇水による断減水が発生した場合には、各都道府県において、管内の水道事業者等の状況を取りまとめの上、以下のとおり各都道府県から厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします（大臣認可水道事業者等におかれては、各都道府県あて御報告をお願いします。）。なお、専用水道、簡易専用水道、飲料水供給施設の断水状況については、情報収集は不要です。ただし、情報を把握した場合は、各都道府県よりあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・渇水による断減水等が生じた場合（可能な限り減断水等が生じる前に連絡をお願いします。）

【様式】

- ・別添2のとおり

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道計画指導室（渇水による断減水担当）

4. 事故その他の原因による断減水が発生した場合の情報提供依頼

2. 及び3. に挙げた自然災害及び渇水によるものを除く、事故その他の原因による断減水が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における事故その他の原因による断減水の発生状況を把握する体制整備を図り、断減水の発生を把握した場合には厚生労働省水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

自然災害及び渇水以外の事故その他の原因による断減水等が生じた場合。例えば、以下のような事態が想定される。

- ・老朽化や道路工事等他工事に伴う配水管の破損事故による断減水等の被害。ただし、断減水等の影響世帯数が100戸を超えるもの
- ・水道施設の障害（例：機器故障、機器の操作ミス、停電、施設の破壊行為）等による断減水等の被害
- ・断減水被害が生じていなくても、社会的な影響が大きい事故等（例えば、道路陥没による通行止め、浄水場からの薬品流出事故、布設工事中のガス管損傷事故等で社会的な影響が大きいもの）
- ・断減水被害が生じていなくても、給水装置に係る重大な事故（クロスコネクション、水道水を汚染する恐れのある給水用具からの逆流事故、その他社会的な影響が大きい給水装置異常事例等）

[給水装置に係る重大な事故情報に関しては、各水道事業者については、自ら取得する情報に加え、指定給水装置工事事業者からも情報提供をお願いするなど、積極的な情報収集体制を構築しておくこと。]

【様式】

- ・様式自由（様式例：別添3のとおり）

【報告方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス：suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に事故等により大規模な断水被害（広範囲に断水が生じ、復旧まで数日かかるもの）が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

- 水道課水道計画指導室（事故等による断減水担当）
- 水道課給水装置係（給水装置に関する事故担当）

5. 健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼

飲料水の水質異常などの情報については、平成14年課長通知に基づき、連絡をお願いしていたところですが、今後は本通知に基づき、引き続き御報告をお願いします。

水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水について、水質異常の情報を把握した場合には、以下のとおり各都道府県（市・特別区含む）から、直ちに厚生労働省健康局水道課あて御報告をお願いします。また、大臣認可水道事業者等におかれては、水道原水又は水道水について、水質異常の情報を把握した場合には、厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。

なお、市、特別区、大臣認可水道事業者等におかれては、水質事故の影響が広域に及ぶ場合は、各都道府県あてにもあわせて御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

次の事象のいずれかが原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じている又は生ずるおそれがある場合

- ・水道事業、水道用水供給事業又は専用水道に係る水道原水水質の異常
- ・水道施設又は簡易専用水道における事故
- ・飲料水を原因とする食中毒又は感染症の発生
- ・水道法による認可等の規制が直接及ばない小規模水道や飲用井戸等における水質異常
- ・水道原水又は水道（小規模水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の塩素処理に耐性を有する病原生物の検出情報

なお、次の事象に該当する場合は、漏れなく、厚生労働省健康局水道課あて御連絡をお願いします。

- ①浄水の遊離残留塩素が0.1mg/L未満となった場合
- ②一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物のいずれかについて、基準を超えている場合
- ③水質基準省令の表中1の項から31の項までの上欄に掲げる事項のうち上記②に示した項目を除いた項目について、基準値超過が継続すると見込まれる場合

- ④その他、これらに準ずる水質異常が発生した場合（例：水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等）

【様式】

- ・別添4のとおり
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水場と検査地点の位置を表した地図、水道システムのフローチャート、報道提供資料等があれば併せて送付をお願いします。

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に大規模・重大な水質事故が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課水道水質管理室（水質事故関係担当）

6. 断減水及び水質事故発生事態以外で御連絡をお願いしたい場合

（1）水道に対するテロが発生した場合

水道に対するテロの発生に係る対応については、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成18年10月17日事務連絡）により、危機管理の対応についてお願いしているところです。

テロ等により、断減水が発生した場合は上記4. に従って、水質異常が発生した場合は上記5. に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、水道に対するテロ（例：毒物混入未遂、水道施設破壊等）があった場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等におけるテロの発生状況を把握する体制整備を図り、テロの発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・水道に対するテロが発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）
- ③連絡がつきにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大なテロ行為が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話：090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（テロ関係担当）

（2）水道における情報システム障害等が発生した場合

水道分野における情報セキュリティ対策の実施については、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版）の送付について」（平成25年6月3日健水発0603第2号及び同第3号厚生労働省健康局水道課長通知）によりお願いしているところです。

情報システム障害、サイバー攻撃等により、断減水が発生した場合は上記4.に従って、水質異常が発生した場合は上記5.に従って、必要な措置をとられるようお願いいたします。

また、断減水又は水質異常の発生がない場合であっても、重大な情報システム障害が発生した場合には、以下のとおり、大臣認可水道事業者等におかれては厚生労働省健康局水道課あて直接御報告をお願いいたします。また、各都道府県におかれては、貴管下水道事業者等における情報システム障害の発生状況を把握する体制整備を図り、重大な情報システム障害の発生を把握した場合には厚生労働省健康局水道課あてに御報告をお願いいたします。

【情報提供をお願いしたいケース】

- ・ITの機能不全により、断減水、水質異常又は重大な情報システム障害（システム停止に伴う給水への影響が大きい制御システム（浄水場の監視制御システム、ポンプ場の運転システム、水運用システム等）の障害）が発生した場合

【様式】

- ・様式自由

【連絡方法】

- ①水道課あてメールの送信 水道課メールアドレス： suidougijutsu@mhlw.go.jp
- ②メールを送った旨の連絡（水道課直通：03-3595-2368）

③連絡が付きにくい場合等はFAX（03-3503-7963）や緊急時用携帯電話メール等も併用してください。なお、休日・深夜等に重大な情報システム障害が発生した場合は、上述の連絡方法に加え、以下の緊急時用携帯電話に連絡してください。

- ・水道課緊急時用携帯電話： 090-2460-6993
- ・水道課緊急時用携帯電話メールアドレス：kikikenkou004@docomo.ne.jp

【担当】

水道課技術係（情報システム障害関係担当）

飲料水健康危機管理実施要領

平成9年3月制定

(平成11年12月一部改定)

(平成12年3月一部改定)

(平成13年3月一部改定)

(平成14年6月一部改定)

(平成25年10月一部改定)

厚生労働省健康局

I 総則

(1) この実施要領は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めるものである。

(2) この要領において飲料水とは次の3種のことをいう。

1) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく種々の規制が適用される水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、本要領において「水道事業者等」という。）並びに簡易専用水道設置者により供給される水道水（以下、本要領において「水道水」という。）

2) 規模が小さいことなどから水道法による規制が適用されない1)以外の水道により供給される水（以下、本要領において「小規模水道水」という。）

3) 個人が井戸等から汲み上げて飲用する水（以下、本要領において「井戸水等」という。）

なお、ボトルウォーターについては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）により措置が講じられるものであるため、本要領の対象とはしていない。

(3) 水道法の水道水質基準は、小規模水道水を含めて、水道から供給される水全てに適用されるものである。また、小規模水道水や井戸水等については、厚生労働省の示す衛生対策要領を参考に、地方公共団体により地域の実情に応じた規制等が行われている。

そのため、本要領では、水道水のみならず小規模水道水や井戸水等を含めて、健康危険情報を入手した際に厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について定めるものである。

- (4) 本要領においては、我が国の大部分の国民の飲料水となっている水道水について、水道水源から取水した水道原水の水質の異常（放射性物質による水質の異常を含む）又は水道施設において生じた事故等による汚染が原因となって、国民の生命、健康の安全を脅かす事態が生ずるおそれがある又は生じているという健康危険情報を入手した際に、厚生労働省において対応すべき措置及びその実施体制について、特に詳細かつ具体的に定めるものである。

(参考)

本要領において定めるところとは別に、厚生労働省においては、飲料水を経由して摂取する物質及び微生物による健康危険に関する新しい情報の収集及び調査研究並びに水道原水水質保全対策の強化及び高度な浄水施設の整備などの、飲料水に係る健康リスクをできるだけ下げるための施策を推進することとする。

- (5) なお、地震、豪雨等の災害や渇水に起因して、飲料水の供給が不足すること等により、国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる厚生労働省における対応については、別途厚生労働省が定める「厚生労働省防災業務計画」及び「厚生労働省水道渇水対策本部設置要綱」において規定する「厚生労働省水道渇水対策本部」の決定等に基づくこととする。

II 健康局水道課等における対応

1. 情報の収集

- (1) 健康局は、飲料水に係る健康危険情報を入手したときは、水道課を情報収集の中心として、さらに詳細な健康危険情報を収集するものとする。

1) 水道水の水道原水に係る水質の異常について

ア 水道課の職員は、都道府県（水道法第 46 条又は第 48 条の 2 に基づき権限を有する市町村及び特別区を含む。以下同じ。）又は水道事業者等から、水道原水水質に異常が生じた旨の情報を入手した場合には、直ちに水道課長まで伝達するものとする。

イ 水道課は、厚生労働省が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「厚生労働省所管水道事業者等」という。）の場合は直接、その他の場合は都道府県を通じて、水質異常の詳細な内容、浄水施設への汚染水流入の有無、都道府県及び水道事業者等が講じた取水停止などの措置の内容について情報を収集するものとする。都道府県を通じて情報を収集する場合において、夜間等のため都道府県に連絡がつかないときは、可能な限り水道事業者等の浄水場等から直接情報収集を行う

ものとする。

ウ 水道課は、水道原水水質に異常が生じた厚生労働省所管水道事業者等と同じ河川等から取水している他の水道事業者等がある場合には、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて関係の水道事業者等に必要な情報を提供するよう指示するものとする。

エ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて水道原水水質に異常のあった水道事業者等について、(ア)給水不能になるおそれの有無並びにそれを回避するために必要となる応援給水の期間及び水量、(イ)水道用水供給事業からの新規受水若しくは受水量の増量又は他の水道との間の緊急連絡管の整備等による代替管路給水の可能性、(ウ)地理的条件からみて他の都道府県の水道事業者等からの応援給水を行った方がより合理的である地理的状況であるか、などについて情報を収集するものとする。

オ 水道課は、その所管に応じ直接又は都道府県を通じて、都道府県及び水道事業者等が実施した調査及び措置の内容について継続して情報を収集するものとする。また、都道府県及び水道事業者等による調査等の結果が判明した場合、講ずる措置に追加又は変更があった場合には、遅滞なく連絡がなされるよう措置するものとする。

カ 水道課は、厚生労働省所管水道事業者等から直接収集した情報については、速やかに関係都道府県に連絡し、情報を共有するものとする。

2) 水道施設等において生じた事故について

水道課は、都道府県又は水道事業者等から水道施設又は簡易専用水道において事故が発生した旨の情報を入手した場合には、1) のア、イ、エ、オ及びカに準じて対応するものとする。

3) 水道水を原因とする食中毒等の発生について

水道課は、医薬食品局食品安全部監視安全課等から水道水が原因となり又は水道水が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1) に準じて対応するものとする。

4) 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生について

ア 水道課は、都道府県又は水道事業者等から、小規模水道水又は井戸水等の水質に異常が生じた旨、又は医薬食品局食品安全部監視安全課等から小規模水道水又は井

戸水等が原因となったことが疑われる食中毒又は感染症が発生した旨の情報を入手した場合には、1) に準じて対応するものとする。

イ 水道課は、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業の給水区域、給水能力等について情報を収集するものとする。

(2) 水道課は、(1) で収集した情報のうち、健康への影響が懸念されるもの、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きいもの若しくは広域にわたると懸念されるものについては、速やかに健康局長まで、生命への危険が強く懸念される場合等で別表に掲げるものは、電子メール等により速やかに厚生労働大臣まで、及び健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(3) 水道課は、(1) で入手した情報について、当該情報に伴う対応が想定される関係課に対し、速やかに当該情報を伝達し、必要な情報交換を密接に行うものとする。関係する省内他課は以下のとおり。

食中毒に関すること・・・医薬食品局食品安全部監視安全課

感染症に関すること・・・健康局結核感染症課

保健所・地域衛生研究所に関すること・・・健康局がん対策・健康増進課地域保健室

消費者被害に関する重要事案・・・政策統括官付社会保障担当参事官室

(上記以外の情報であって、当該情報を伝達すべき関係課がある場合は、当該関係課を含む。)

(4) 水道課は、(1) で入手した情報について、健康危険の程度を判断するために必要があれば、国立試験研究機関、研究者、国外の関係機関(世界保健機関、米国環境保護庁等)等から情報を収集するものとする。

ア 飲料水の水質の異常又は食中毒若しくは感染症の原因に関する情報のうち、化学物質については国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部に、微生物については国立感染症研究所寄生動物部、ウイルス第二部又は細菌第一部に、放射性物質については国立保健医療科学院生活環境研究部に、それぞれ情報を求めるとともに、情報源となる研究機関、研究者等について示唆があったときは、当該情報源から情報収集を行うものとする。

(参考)

化学物質について必要な情報としては、毒性、除去方法及び水道原水において検出された濃度レベルにおける当該物質による健康被害のおそれ等を、放射性物質につい

て必要な情報としては、これに加えて拡散の状況を、微生物について必要な情報としては、発生源、水中での動態、経口摂取した場合に引き起こされる症状（下痢等）、除去又は消毒方法等を想定している。

イ 浄水処理技術に関する情報については、国立保健医療科学院生活環境研究部又は同部を通じて国内外の研究者若しくは関係機関から収集するものとする。

(5) 水道課は、情報の的確な把握及び対策の検討に資するため、国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所と連携して、また、世界保健機関、米国環境保護庁等を通じて、飲料水の健康危険に関する広範な情報収集に努めるものとする。

(6) 飲料水による重大な健康被害が発生した場合には、水道課は、必要に応じ、関係する地方公共団体との連携の下に、健康局長の了解を得て現地に職員を派遣し、情報の収集に努めるものとする。

(7) 水道課は、水道原水又は飲料水の水質の異常が判明したときは、関係省庁と必要な情報交換を密接に行うものとする。

ア 河川等の水質の異常については国土交通省水管理・国土保全局及び環境省水・大気環境局と、地下水の水質の異常については環境省水・大気環境局と、それぞれが把握している水質調査結果、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

イ 水道原水又は飲料水の水質の異常の原因物質を排出している事業場、施設等を所管する省庁との間で、原因物質の排出の状況、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換を行う。

2. 対策の決定

(1) 水道課は、健康への影響が懸念される、又は健康への影響は小さいが発生規模が大きい若しくは広域にわたると懸念される、飲料水を原因とする健康危機管理に係る対策の決定は、健康局長の決裁を経て行うものとする（対策を講じない旨の決定を含む。）。また、生命への危険が強く懸念される場合の対策決定等特に重要な決定を行った場合には、速やかに厚生労働大臣まで、及び厚生労働省健康危機管理調整会議主査に伝達するものとする。

(2) 水道法に基づく権限行使等は次により行うものとする。

1) 水道法第 39 条に基づく立入検査について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、給水を停止しなければ水道水に係る健康危険を回避することができないと認めるとき（以下、「給水停止の必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ水道法第 39 条に基づく立入検査を行い、当該厚生労働省所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県が直接所管する水道事業者又は水道用水供給事業者（以下、「都道府県所管水道事業者等」という。）について、給水停止の必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、都道府県を通じ、当該都道府県所管水道事業者等に対して、判断の根拠を明確にして給水を停止するよう指導するとともに、必要に応じ、都道府県と連携して立入検査を行い、当該都道府県所管水道事業者等の水道水、水道施設等について実地に客観的な調査を行うものとする。

2) 水道法第 40 条に基づく水道水の緊急応援について

ア 水道水の緊急応援は、原則として都道府県が処理する事務であるが、給水不能となることが避けられない水道事業又は水道用水供給事業（以下、「水道事業等」という。）があり、緊急に水道用水を補給しなければ公共の利益が保護できないと認める場合（以下、「緊急応援の必要な場合」という。）であって、当該水道事業等の管轄都道府県知事と供給する側の水道事業等の管轄都道府県知事が異なる場合は、当該水道事業等に対する水道水の緊急応援の実現を図るよう、供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 5 項に基づく命令を行うものとする。

イ 緊急応援の必要な場合であって、都道府県知事が事務を行うことができないと認める場合は、アと同様に供給する側の水道事業者又は水道用水供給事業者を指導するものとし、必要に応じ水道法第 40 条第 3 項に基づく命令を行うものとする。

ウ 緊急応援の必要な場合であって、ア及びイ以外の場合で、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認める場合は、都道府県に対して、当該水道事業等に対する他の水道事業等からの水道水の緊急応援の実現を図るよう要請する

ものとする。

エ ウの要請から6時間程度が経過してもなお、都道府県による調整の見込みがつかない場合には、当該都道府県に対して、水道法第40条に基づき、応急給水が可能であると考えられる水道事業等について、水道用水の緊急応援の命令を行うよう指示するものとする。

3) 水道法第36条に基づく改善の指示等について

ア 厚生労働省所管水道事業者等について、水道施設の構造又は管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるとき（以下、「施設の改善が必要な場合」という。）は、当該厚生労働省所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

イ 都道府県所管水道事業者等について、施設の改善が必要な場合であって、水道の利用者の利益を保護するために緊急の必要があると認める場合は、当該都道府県所管水道事業者等に対し、水道施設について必要な改善を指導するとともに、都道府県と連携して、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行い、実地に客観的な調査を行うものとする。

ウ ア又はイの調査の結果、水道施設が施設基準に適合しなくなっており、国民の健康を守るため緊急に改善の必要があると認める場合、又は水道技術管理者がその職務を怠っており、その緊急な改善を怠らなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく改善の指示等を行うものとする。

エ 国の設置する専用水道については、ア及びウに準じて対応するものとする。

オ 国の設置する簡易専用水道について、その管理を緊急に改善することにより、水道水に係る健康危険を回避することができると認めるときは、当該簡易専用水道について、実地に客観的な調査を行い、必要な措置を指導するとともに、必要に応じ水道法第39条に基づく立入検査を行うものとする。

カ オの調査の結果、簡易専用水道の緊急な清掃等を行わなければ水道水に係る健康危険が回避できないことが明らかになったときは、水道法第36条に基づく措置の指導を行うものとする。

4) 専用水道及び簡易専用水道の健康危険に対する措置について

専用水道又は簡易専用水道（国の設置するものを除く。）の健康危険については、都道府県において水道法に基づく権限の行使等により必要な措置が講じられるものであるが、都道府県から要請があるとき、又は当該施設に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、必要な技術的助言を行う等の措置を講ずるものとする。

5) 小規模水道水又は井戸水等の健康危険に対する措置について

ア 小規模水道水又は井戸水等の利用を継続することによって健康危険が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県又は水道事業者等に対して、当該飲料水の利用者に対して飲用の停止や使用上の注意などにつき必要な広報が徹底されていること、及び当該者が生活上最小限必要とする代替飲料水を確保できる手段があることを確認するとともに、必要な技術的助言を行うものとする。

イ 都道府県から要請があるとき、又は小規模水道水若しくは井戸水等に係る健康危険が極めて重大であるため、若しくは都道府県の区域を越えて生じているため都道府県のみでは対応が困難と認められるときは、他の水道事業等からの水道用水の緊急応援又は応急給水の実施の調整、技術者等の専門家の現地への派遣の斡旋、小規模水道水又は井戸水等に水質異常が生じた地点をその区域に含む地方公共団体が経営する水道事業に対する給水接続の要請などの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 水道課は、健康危機管理に係る対策の決定を行った場合には、当該危険が無くなるまでの間、1の(1)1)オに準じて情報収集を行い、速やかに関係都道府県に連絡するとともに、対策決定の諸前提条件の変化に応じて対策を見直し、上記(1)及び(2)に準じてその決定を行うものとする。

(4) 水道課は、適時適切な対策の見直しを継続的に行うため、対策決定の諸前提、判断理由についての資料を適切に管理するものとする。

(5) 水道課は、上記(1)、(2)又は(3)により決定された対策について、速やかに、その内容を公開するとともに、特に不確実な情報の下で当該決定を行った場合には、その前提となった知見及び情報の内容、考慮要因、制約条件等を併せて公表するものとする。

(6) 水道課は、上記(2)による行政機関等に対する指導については、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。緊急やむを得ず文書によらない場合にあつては、おつて文書により指導の内容を明らかにするものとする。

3. 研究班及び審議会での検討

(1) 水道課は、飲料水に由来する重大な健康への被害の発生が疑われる問題については、厚生科学審議会生活環境水道部会を機動的に開催し、必要な対策について専門的見地から意見を聞くこととする。

(2) 水道課は、飲料水に起因する健康被害について専門的かつ学問的な観点からの知見の集積を行うため、学識経験者から構成される研究班を機動的かつ弾力的に設置するものとする。

(3) 水道課は、上記(2)により研究班を設置する場合には、設置要綱等において、検討事項の範囲、責務等を明確にするとともに、対策決定に関わるような研究班については、研究班における検討状況の適時の厚生科学審議会生活環境水道部会への報告等、厚生科学審議会生活環境水道部会との連携強化を図るものとする。

4. 健康危険情報の提供

(1) 飲料水に関する健康危険情報の提供に係る対応の窓口は、水道課水道水質管理官及びその指定する職員とする。

(2) 飲料水に関する健康危険に係る国内外の情報については、適宜、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて広く国民に提供することとする。この場合、(公財)水道技術研究センターが整備している水道データベース、(公社)日本水道協会の連絡網等を活用し、情報提供が迅速に行われるよう措置するものとする。

(3) 飲料水に関する健康危険情報については、関係都道府県及び厚生労働省所管水道事業者等に対し、電子メール等を活用して、迅速かつ直接提供するとともに、必要に応じ、全国水道関係担当者会議等を開催して周知するものとする。

5. その他

(1) 本実施要領の内部処理等の詳細は、水道課長が細目で定める。

(2) 健康局は、必要に応じて、本実施要領を見直すものとする。

別表

次の水道の事故・事件、水道関連施設における事案及びその他の事案に該当するもの。

- 1 水道に係る事故（IT障害を含む。）であって国民生活に重大な影響を与えるもの
- 2 水道に対するテロ・ゲリラ事件（サイバー攻撃によるものを含む。）
- 3 上記に準じた事態の発生
- 4 水道施設において火災等の事故、人質、立てこもり等の犯罪事件の発生等により重大な人的・物的被害（死傷者の発生等）が生じた場合又は周辺住民や利用者の生命・健康・財産に重篤な被害や不安を与える可能性が高い場合
- 5 1から3に準じた事態が発生した場合であって、以下に掲げる場合
 - (1) 事案に対する社会的な関心が高いことが見込まれるもの
 - (2) 事故等の発生の原因が、制度的な不備や管理上の問題等に起因するもの

【別添2】

都道府県 番号		都道府県名	
------------	--	-------	--

様式1 都道府県下の概況

断減水の概況	
主要な水源の現状	
応急対策等の概況	

様式2 断減水状況

(1) 市町村名	(2) 水道名	(3) 現在給水人口(人)	(4) 影響世帯数(世帯)	(5) 影響人口(人)	断減水状況		(8) 制限開始年月日		(9) 応急対策
					(6)減水	(7)断水	最初	最新	
合計		0	0	0					

様式3 集計表

(1)水道数

	水道数	影響水道数
用水供給		
上水道		
簡易水道		

合計	0	0
----	---	---

(2)市町村数

	数	影響数
市		
町		
村		

	影響市町村数	影響市町村数
合計	0	0

(3)人口等

	都道府県合計
現在給水人口	
影響市町村給水人口	
影響人口	
影響世帯	

濁水に関する情報提供サイト
 関連機関 サイトのアドレス

【別添3】

報告日：平成 年 月 日
 水道事業者名：

次のとおり〇〇事故が発生しましたので報告します（第 報）

番号	項目	内容
1	発生日時	平成 年 月 日 時 分
2	事故箇所（施設名）	
3	事故施設	（管路事故の場合、布設年、管種、口径等を必ずご記入ください）
4	事故概要	
5	事故原因	
6	被害状況（概略）	
	1) 断水戸数（人数）	
	2) 濁水戸数（人数）	
	3) 浸水被害	
	4) 交通被害	
7	対応状況（概略）	
	1) 給水車の出動	台
	2) 広報車の出動	台
	3) 災害対策車の出動	台
8	復旧状況	事故発生から復旧までの経過をまとめてください
9	関係機関との連絡	
10	今後の対策	
11	備考 （報道対応など）	
12	問合せ先	所属 職 電話番号 氏名 FAX

※ 必要に応じ、事故状況が判るような図面等添付して下さい

【別添4】

報告日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおり水質異常が発生しましたので報告します（第 報）

番号	項目		内容
1	発生時期	1) 異常が発生した日時（採水、患者発病等の説明を添えてください）	
		2) 異常があることを知った日時	
		3) 対応を完了した日時	
2	水質異常が生じた施設	1) 水道の種別（上水道、簡易専用水道、飲用井戸等）	
		2) 水源の名称と種別（表流水、深井戸等）	
		3) 施設の名称（原水水質の異常の場合は取水位置）	
		4) 浄水処理方法	
		5) 異常に係る施設の給水範囲の人口（又は戸数）又は1日平均利用者数	
3	汚染の状況	1) 水質異常の原因（原因物質、原因物質の排出源及びその存在場所、施設の不良箇所等）	
		2) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値	
4	給水等への影響	1) 取水停止／取水減量期間	
		2) 給水停止／制限の期間	
		3) 給水停止／制限の影響人口	
5	健康被害発生状況	1) 症状	
		2) 人数	
		3) 発生地域	
6	対応経緯（時系列に記載）		
7	関係機関との連絡		
8	今後の対応方針		
9	報道発表等		
10	その他特記事項		
11	問合せ先	1) 都道府県	
		2) 事業体/自治体名	
		3) 所属・部署	
		4) 担当者名	
		5) 電話番号	
		6) FAX番号	
		7) e-mail	

【留意点】

- ・報告いただいた内容については、個人情報を除き、厚生労働省にて定期的に公表します。
- ・必要に応じ、水質検査結果、浄水フロー、地図等を添付してください。
- ・報道発表等を行った場合は、発表資料を添付してください。

「浄水処理対応困難物質」の設定について

1. はじめに

平成24年5月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故については、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となったが、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目でも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目でも、あるいは水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目となっている有害物質のホルムアルデヒドを生成するという物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが必要である。さらに、水道水源の上流にこれらの物質を排出する可能性のある事業者が存在する水道事業者等においては、当該物質によるリスクの存在を認識し、万が一の事故が起こった場合に備えておくことが望ましい。

以上の問題認識から、通常の浄水処理により水質基準項目等を高い比率で生成する物質を新たに「浄水処理対応困難物質」と位置付けるとともに、その取り扱いについて検討を行ったものである。

2. 「浄水処理対応困難物質」の位置付け

今般、検討対象とする物質は、万一の水質事故時を除き、通常は水道水や水道原水から検出されることは稀であり、水道事業者等に水質検査を義務付けることとなる全国一律の水質基準及び水質基準に準ずる水質管理目標設定項目に馴染むものではない。また、毒性が定まらない、検出状況が不明等によって位置づけられる要検討項目とも性質は異なるものである。従って、検討対象とする物質には、水質基準、水質管理目標設定項目及び要検討項目とは別の位置付けを与える必要がある。

検討対象とする物質は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質であり、第一には水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水源に排出された場合、水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことが重要である。このため、水道事業者等のみならず、排出側を含めた関係者がこれらの物質に対して注意を払うことを目的として、新たに「浄水処理対応困難物質」というカテゴリーを設定し、対象となる物質を位置付けることとした。

3. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質の要件

水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質（以下「水質基準等物質」という。）のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を対象とする。

4. 「浄水処理対応困難物質」の対象物質

3. の要件に該当する物質は別添1のとおり。厚生労働省では、新たな知見が得られた場合には随時見直しを行うことを予定している。

5. 「浄水処理対応困難物質」の取り扱い

(1) 「浄水処理対応困難物質」に係る排出側での管理促進

「浄水処理対応困難物質」は、事故等により万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では除去が困難な物質であり、まずは公共用水域への流入がないよう対策が講じられることが重要である。水道事業者等は、他の水道事業者等及び関係行政部局等と連携して、水源におけるこれらの物質の流出のおそれの把握に努めることが必要である。「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等は、排出側での未然防止が図られるよう、当該物質が浄水処理では対応が困難である旨を環境行政部局、関係事業者等に情報提供し、万が一、当該物質が水道水源に流入した場合には、原因者から環境部局及び関係する水道事業者等に速やかに連絡する体制が構築されるよう関係者との連携に努めること。

(2) 水質事故把握のための体制整備

水源を共有する水道事業者等との連携を密にするとともに、河川管理者、環境部局等の関係行政部局や研究機関との連絡体制の強化、実施可能な措置及び役割の明確化により、事故発生時の状況を正確かつ迅速に把握できる体制の整備に努めること。

なお、「浄水処理対応困難物質」は、水道水源の上流でこれらの物質を水道水源に排出する可能性のある事業者等に対し、これらの物質が水道水質事故の原因となることを知らせ、注意を促すことを第一の目的として整理したものであり、当該物質の副生成物である水質基準等物質を検査することにより検知できることから、当該物質そのものを新たに定期的な水質検査の対象に加える必要はない。

(3) 「浄水処理対応困難物質」によるリスクの把握

「浄水処理対応困難物質」を水道水源に排出する可能性のある事業場が水道水源の上流にある水道事業者等においては、水安全計画（平成20年5月30日健水発第0530001号）の手法も活用しながら、浄水施設に対する当該物質によるリスクの把握に努めること。

(4) 影響緩和措置による対応能力の強化

十分な配水池容量や備蓄水等の施設内調整容量の確保、水源の複数化や予備水源の確保等は水質事故による給水への影響を軽減するうえで有効である。また、水道施設に排水機能を整備することは、水質事故からの早期復旧に有効である。

6. その他過去に水質事故の原因となった物質等について

その他、過去に水質事故（給水への影響を及ぼした事故又は給水への影響を及ぼすおそれのあった事故（取水制限、浄水操作の変更等））の原因となった物質等として別添2に示す物質が挙げられる。これらについても水道水源における水質事故への注意が必要であり、上記5. に準じた対応に努められたい。

別添1 浄水処理対応困難物質

物質	生成する水質基準等物質	備考(※4)
ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	ホルムアルデヒド (塩素処理により生成) (※1)	水濁法指定物質 PRTR 第1種
1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)		PRTR 第1種
N,N-ジメチルアニリン (DMAN)		PRTR 第1種
トリメチルアミン (TMA)		
テトラメチルエチレンジアミン (TMED)		
N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)		
ジメチルアミノエタノール (DMAE)		
アセトンジカルボン酸	クロロホルム (塩素処理により生成) (※2)	
1,3-ジハイドロキシベンゼン (レゾルシノール)		
1,3,5-トリヒドロキシベンゼン		
アセチルアセトン		
2'-アミノアセトフェノン		
3'-アミノアセトフェノン		
臭化物 (臭化カリウム等)	臭素酸 (オゾン処理により生成)、 ジブromクロロメタン、ブromジ クロロメタン、ブromホルム (塩 素処理により生成) (※3)	

※1 生成実験において重量比率で20%以上のホルムアルデヒドを生成した物質を対象。

※2 生成実験においてモル比率で50%以上のクロロホルムを生成した物質を対象。

※3 既存の知見から判断。

参照文献 (伊藤禎彦・越後信哉 (2008) : 水の消毒副生成物 技報堂出版株式会社)

※4 PRTR 第1種指定化学物質については、経済産業省HP等から排出事業所等の情報収集が可能である。PRTR 第1種指定化学物質以外の物質については、今後、厚生労働省が関係省庁と連携し、情報収集に努める。

別添2 過去に水質事故の原因となった物質等

物質等	水質事故の内容	備考
スチレン	要検討項目の目標値超過	PRTR 第1種
有機すず化合物		PRTR 第1種
過塩素酸		
パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	発泡	PRTR 第1種
ポリプロピレングリコール		
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	毒性の懸念	
ヒドロキシルアミン		
シクロヘキシルアミン	塩素と反応し異臭	PRTR 第1種
3,5-ジメチルピラゾール		
ナフタレン	異臭	PRTR 第1種
香料 (フェニルメチルエーテル、イソ吉草酸メチル等)		
アクリル酸2-エチルヘキシル	異臭、油膜の形成	
硫酸ピッチ (硫酸、タール、油分)		
油類		
ポリアクリル酸ブチル	表面膜の形成	
スルファミン酸	塩素消費量増加	
チオ硫酸ナトリウム		
アンモニア類 (重炭酸アンモニウム等)		
水酸化ナトリウム	pH 異常	
セメント灰汁		
蛍光塗料、染料	色度超過	